

意見内容

1 オプション4ケースに関して

ケース1が望ましい。理由としては、木質バイオマス発電は既存の石炭火力発電所での混燃が想定されるため、新設の施設だけでなく、既存施設の使用も対象としていただきたい。

2 森林組合系統の意見として

(1)買取価格に関して

森林・電力連携事業は、長年の懸案事項だが、需要と供給側の市場形成が整わないため、今日まで実現されなかった。

21年度補正予算で事業化された森林と電力を連携する新規事業、農林水産省の「森林整備加速化・林業再生事業」、経済産業省の「林地残材バイオマス石炭混燃発電実証事業」に関して、発電原料を供給する森林組合対応の問題点と課題は以下のようなものがある。

- ① 最大の理由として、経済事業としてのコストギャップの調整がつかなかったこと。
- ② 林業経営を取り巻く環境インフラが進まず、木材の安定供給が十分に担保されなかったこと。
- ③ 当該事業に対する社会的環境整備が整っていなかったことによる実現への観念が希薄であったこと。等である。

木質バイオマス発電の原料として間伐材、多くは未利用林地残材が想定されるため、上記の問題点・課題も鑑み、搬出コスト等で採算が合う価格を一律価格として設定していただくことを希望する。

※林地残材とは、現状の製材・チップ原木価格では採算が合わない間伐材等が搬出できずに林内に残されているものである。

(2)買取期間に関して

- ① 戦後植林された森林の6割が間伐期に入っており、平成13年～17年間の平均間伐面積は30万ha。京都議定書のCO2 6%、1,300万炭素トンの削減目標達成には、55万haが必要。ha当たりの間伐量は、40～50m<sup>3</sup>であるから、55万haでは2,200万m<sup>3</sup>(880万t)～2,500万m<sup>3</sup>(1,000万t)が推計される。主伐後の植林を順調に進めれば、間伐材は循環型資源としての活用が可能となる。
- ② 石炭混燃方式での木質受け入れ可能量は、現行施設(一部改良)で3%、施設の改良を更に加えることによって10%可能とされている。石炭消費量は約8,000万t。林網整備が平行して進めば、森林で発生する間伐材は、未利用森林資源を含めれば石炭混燃可能量を充足させる。また、国内森林の整備を始め、多面的機能、ことに環境対策・CO2吸収への森林資源の機能が十分発揮可能なものとなる。

上記により、森林整備の長期的な実行、搬出路網の整備、原料となる木材チップ・ペレット工場等の新設などを勘案すると、買取期間はできるだけ長期の20年を希望する。

(3)その他意見

木材がマテリアルからエネルギーまでトータルに利用され、地球温暖化防止・低炭素社会づくりへ貢献していく等、国産材需要に対する安定供給の期待が高まってきております。

このような状況の中、森林組合は「新植」「保育」「間伐」の6～7割を担うとともに、木材供給の約4割を担うわが国の森林整備・木材供給の担い手として中心的役割を果たしている協同組合組織です。

今回の固定価格買取制度のもと、間伐材や林地残材等の未利用木質資源の適正価格でのフル活用により、地球温暖化防止はもとより長期的に渡る森林の適切な整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、安定的な木材生産等、森林の多面的機能の持続的発揮が可能となります。

また、間伐材や林地残材等の未利用木質資源の有効利用による中山間地域における雇用の促進と、これに伴う地域活性化が促せることとなります。

以上

別添資料:固定価格買取制度による持続可能な木質資源利用.pdf